

# 栄公会グループ サークル活動制度 のご案内



栄公会グループの発展・医療介護の質向上のため、職員間の連携・コミュニケーションが重要と考えております。

これまでも歓迎会や忘年会、職員旅行などで職員間の親睦の場を設けてきましたが、それに加え、サークル活動として職場外で職員間の繋がりを持てる制度の創設を検討いたしました。

なお、親睦を図ることができる認められたサークル活動には、**費用補助**を行います。

## サークル活動について

- ・サークルの立ち上げは職員からの提案により、審査の上決定します。代表者および発起人は、事前に所定の用紙にて申請してください。
- ・申請者およびサークルのメンバーは全職員（常勤・非常勤問わず）および家族会員／外部会員とします。
- ・サークルのメンバーは、**職員4名以上**とします。
- ・職員同士の親睦を図ることができるテーマを幅広く想定しています。

例）ゴルフ、登山、野球、ボウリング、釣り、写真、自転車、バイク、スポーツ観戦、将棋、グルメ、バンド、ペットなど

※公序良俗に反するもの、趣旨に合わない物は除きます。

※類似した内容のサークル活動の申請があれば、一団体にまとめたの活動をお願いいたします。

## 活動費用補助あり！

サークル活動の実施にあたり、1人あたり**年間4,000円**/人まで費用補助を行います。また、医療部門と福祉部門にまたがってメンバーが構成される場合は、補助額を**年間6,000円**/人とします。

- 補助するにあたっては、領収書およびレシートが必要です。
- 個人単位ではなく、サークル単位で支払います。
- 使用の目的は、備品の購入、ユニフォーム等の制作、大会参加費、入場料、懇親会費、交通費など（詳細はご確認ください）

## 家族会員・外部会員

### ①家族会員

家族もサークルのメンバーとして加入することが可能です。その場合、**職員の補助額の半額**を上限に、補助を行います。（家族：同居に限る）



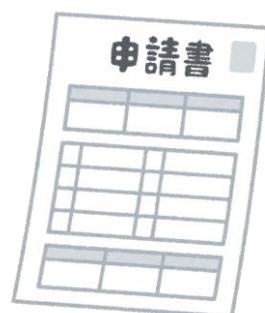
### ②外部会員

職員以外の参加も可能です（友人・他施設/他病院スタッフなど）。

※上記、家族会員および外部会員は、サークル認定4人要件には含まれません。

### サークル申請／活動条件について

- ・サークルの活動として、**年2回以上**の活動を条件とします。
- ・サークル活動は社内へ公表いたしますので、**入会希望があった場合は受け入れ**をお願いします。
- ・代表の方は、年に1回3月に、「活動報告書」と「メンバー一覧表」を作成いただき、提出していただきます。
- ・活動にあたって撮影した写真などは、法人の広報にて使用させていただきます。
- ・1人が入ることができるサークルの**上限は5つまで**とします。



### サークルの廃止について

- ・サークルを廃止する場合は、メンバーの同意の上、法人本部までご連絡ください。
- ・メンバーが4名を下回る（3名以下になった）場合は、1年以内に補充がなければ廃止とします。
- ・また、参加実態が伴わないメンバーがいる場合、補助対象の人数から除外します。（長期活動不参加など）
- ・その他、事情によりサークルが廃止となる場合は、法人本部まで申し出てください。

**サークル活動を通して、職員間交流をしませんか？  
新たなサークルをご提案ください！**



### 詳細・お問い合わせ先

法人本部（内線341・342）

【申請書類はサイボウズよりダウンロードできます】